

大阪高裁の不当判決について 声明

2023（令和5）年4月14日

声 明

生活保護引下げ違憲訴訟（いのちのとりで裁判）大阪高裁判決について

生活保護基準引下げ違憲大阪訴訟原告団
生活保護基準引下げ違憲大阪訴訟弁護団
生活保護基準引下げ違憲訴訟を支える大阪会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、生活保護利用者らが、国及び各自治体を相手として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準引下げ（以下、「本件引下げ」という。）処分の取消等を求めた裁判について、大阪高等裁判所第1民事部（山田明裁判長）は、一審原告（以下、単に「原告」という。）36名に対し、原告らの請求を認容した一審大阪地裁判決（以下、「原判決」という。）を取消し、請求を棄却する逆転敗訴判決を言い渡した。全国29箇所の地方裁判所及び高等裁判所において、1000人を超える生活保護利用者らが闘ってきた同種事件における初の高等裁判所判決が、かかる判断を示したことは多大な失望と憤りを禁じ得ない。

全国初の請求認容判決であった原判決は、今回の引下げの名目とされた「デフレ調整」について、厚生労働大臣が「生活扶助相当CPI」なる独自の物価指数により生活実態と大きく乖離した過大な下落率を導き出した計算方法が「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」を欠き違法であると正当な判断を示していた。

ところが、本判決は、生活保護法8条の定めを無視して、厚生労働大臣に健康で文化的な最低限度の生活の具体化にかかる広範な裁量を認め、専門的知見との整合性に関する審査については、違法となる場合を「確立した専門的知見との矛盾が認められる場合」に限定してしまった。これにより、本判決は、被告国の

主張をそのまま丸のみし、「一定の合理性がある」との薄弱な根拠で、原判決が違法とした「デフレ調整」のみならず、他の地裁で違法と判断されている「ゆがみ調整」の2分の1処理についても、いずれも適法であるとの判断をした。しかも、原告らが訴える窮状については、「国民の多くが感じた苦痛と同質のもの」であると切り捨ててしまった。かかる判断は、厳しい生活の中、司法に期待をして立ち上がった原告らを裏切り、少数者の人権を救済する司法の役割を放棄するものであって到底容認できない。また2022年5月以降言い渡された10の判決のうち8つが認容判決であり、本件引下げが違法な「統計不正」であるという司法判断の流れは確立しつつあったところ、本判決は、こうした流れに逆行する特異で説得力を欠く判断である。

31年ぶりという記録的な物価高の中、生活保護利用者の生活は益々苦しくなっている。2014年12月19日の大阪地裁への提訴から8年以上が経過し、既に12名もの原告が命を落とした。原告らには高齢者・傷病者が多く、一刻も早い解決が切実に求められている。

私たちは決してあきらめない。国が、引き下げられた全ての生活保護利用者らに対して真摯に謝罪し、2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者らの健康で文化的な生活を保障するまで断固として闘い続ける決意である。

以上

必要な方は、 声を掛けて下さい

小倉生健会に、「引っ越しのため不要になったので冷蔵庫・洗濯機などを活用してほしい」と右のような電化製品をいただきました。ありがとうございました。

連絡先：北九州市社保協（大手町の健和会複合センター2階）電話：093-562-3966（飯田まで）

◆冷蔵庫
シャープ 2016年中国製
幅480×奥行590×高さ1125（mm）
冷凍室46ℓ 全容量137ℓ ツードア



◆洗濯機
ヤマダ電機 2016年製
幅565×奥行534×高さ890（mm）
容量 4.5kg



◆他に、湯沸かしポット、衣装ケース（プラスチック製。引出し4段）、一人用小食卓、XLのズボンとELのポロシャツがあります。

◆オーブントースター
象印
幅375×奥行270×高さ230（mm）
容量 1000W



「しんぶん赤旗」

“生活保護対象外”に批判
大阪市生理用品無料配布ポスター

大阪市の生理用ナプキンの無料配布事業について、同市の区役所内に「生活保護受給者対象外」と書かれた案内ポスターがあり、市民から批判の声が上がっています。

同事業は、新型コロナウイルス感染症拡大と長期化で「さまざまな理由で生理用品の入手が困難な大阪市在住・在勤・在学の女性」を対象に、男女参画共同センターや各区役所の自立支援相談窓口等で、相談を通じて配布しているものです。

ポスターのあった城東区役所は当初、無料配布事業について「生活保護の方は生活扶助（生理用品の費用）」と説明。「窓口にでもそう伝えて」と説明。「一度確認します」と時間をおき、再度した説明では「今困っている相談場所のない方とつながるきっかけとして提供している。生活保護の方はすでに相談とつながっているため対象外」と回答しました。

大阪市市民局も同様の回答をし、「生活保護の方は、区の自立支援相談窓口でなく、男女共同参画センター（クレオ大阪で配布）と回答。しかし、説明のようない記述はポスターにも同様のウェブサイトになく、クレオ大阪も市内に5カ所しかありません。

ポスターの文言は、支援から当事者を排除するだけでなく、生活保護制度に対する誤解や偏見を生み、現在生活保護を利用していない人が必要になったときに利用をためらわせる事態にもつながりかねません。

「城東生活と健康を守る会」の古田晴子会長は「無料配布及び周知活動は大変意義がある一方で、文言は明らかに差別と述べ、区に▽同事業から生活保護世帯を除外しないこと▽企画職員の差別意識の解消などを要望。その際区側は生活保護受給者は生活困窮者だと見ている」と話したといま

す。4月上旬まで掲示されていたポスターはすでに外されています。